

JAB MS200:2019第33版(案)について

2019年12月24日
公益財団法人 日本適合性認定協会

JAB MS200:2019 第33版(案)

●JAB200:2019発行に伴う改定
JAB200:2019で規定した事項以外は、基本的にMS200:2019第32版の内容をそのまま踏襲しているため、パブリックコメントを実施せず、発行予定。

●発行
2020年1月中を予定

●適用
2020年4月1日以降に申請を受理又は審査開始の通知を行った認定審査に適用する。
(JAB200:2019適用時期に同じ)

主な改定内容

- JAB200:2019に基づき、全面見直し
- JAB200:2019を基本とし、JAB200 : 2019では対応していないMS200固有の内容を規定
(MS200:2019 第32版の内容をそのまま踏襲)
- IAF MD4:2018適用日到達によりIAF MD4:2008適用に伴う該当附属書を削除
- セクター固有の手順 (MS201(航空宇宙) 及びMS202 (食品)) については、それぞれ現行規定のまま附属書A及びBとして反映

1. 適用範囲と基準文書

1.1適用範囲

本文書は公益財団法人日本適合性認定協会が行うマネジメントシステム認証機関の認定活動に適用する。
尚、本文書に規定されていない事項はJAB200による。

1.2.1 一般基準文書

IAF MD4:2018の削除を除き、MS200:2019第32版に同じ

2. 用語及び定義

2.13 観察事項(observation)

JAB200 3.17による。

参考) JAB200 3.17

将来、不適合となる可能性が懸念される問題。

注：観察事項は、不適合ではない。提示された観察事項への処置は、適合性評価機関の判断による。

2.14 改善の機会(Opportunity for improvement)

JAB200 3.18による。

参考) JAB200 3.17

適合性評価機関のパフォーマンスを向上するための活動に改善の余地があること。改善の機会は、不適合ではない。また、観察事項と異なり、将来、不適合となる可能性が懸念される問題でもない。

JAB200 6.7 終了会議

a) 認定審査チームが認定基準の要求事項に対する当該CABの適合性に関する審査所見を報告する。検出した不適合、観察事項及び改善の機会がある場合には説明するとともに、必要な内容を書面で示す。

終了会議では、これまでの不適合、観察事項の他、改善の機会を書面で示すことになる。

2. 用語及び定義

2.25 サーベイランス(Surveillance)

JAB200 3.30による。

備考：サーベイランスは、サーベイランス現地審査と次のような他のサーベイランス活動との両方を含む。

- a) 機関に対して行う、認定に関する事項の調査
- b) 認定に関する機関の公表内容のレビュー
- c) 機関に対する文書及び記録(例えば、審査報告書、機関の認証サービスの妥当性を検証する内部品質管理の結果、苦情の記録、マネジメントレビューの記録)の提出要求
- d) マーケットサーベイランス訪問(附属書D参照)

サーベイランスの定義についてJAB200の定義を補足した。
(従来版に同じ)

2.29 事業所

MS200:2019 第32版の内容をそのまま踏襲

3. 申請及び認定維持のための条件、義務、及び一般事項

以下の箇条についてMS200：2019第32版をそのまま規定

3.2.1 申請資格

JAB200 4.2.1による。

加えてMS固有の条件として 次の要件満たしていること。

a)内部監査及びマネジメントレビューを含む文書化された機関のマネジメントシステムの全体を1回以上運用した実績があること。

b)付表2に示す該当する申請条件を満たすこと。

なお、イベントサステナビリティマネジメントシステムに対する申請は、b)のみを条件とする。

MS固有の申請条件を補足した（従来版に同じ）

5. 審査実施における一般事項

以下の箇条についてJAB200 に規定された事項を除き、MS200：2019第32版をそのまま規定

5.15 認定の有効期間

認定の有効期間は、別の定めがない限り、認定の授与日から始まり4年後の同月末日とする。

更新審査で認定された場合の有効期間は、別の定めがない限り、認定決定日から始まり初回の認定授与又は前回の更新における有効期間の満了日の4年後の同月末日とする。

JAB200 3.8 認定周期(Accreditation cycle)に基づき認定の有効期限を補足した
(従来版に同じ)

5. 審査実施における一般事項

以下の箇条についてMS200：2019第32版をそのまま規定

5.16 パフォーマンスデータの提供

機関は、附属書Eに基づき、機関のパフォーマンスに関するデータを本協会に提供するものとする。

5.17 先進的サーベイランス・再認証手順（ASRP）

認定された機関と、当該機関から認証された組織が、先進的サーベイランス・再認証手順（以下、「ASRP」という）の利用を選択する場合は、本協会は、附属書Bに基づいて、認定審査を行う。

5.17 先進的サーベイランス・再認証手順（ASRP）は、IAF 決議 2019-16 にてIAF MD3は2019年10月31日付けで廃止となったが、被認証組織をIAF MD3から移行するため1年与えられるため、遅くとも2020年10月31日まで維持する。

8. 認定の維持

以下の箇条についてMS200：2019第32版をそのまま規定

本協会は、認定した機関が認定の要求事項を継続的に満たしていることを監視及び評価する。これには、計画された定期的な審査（サーベイランス審査及び再審査）を含む。そのほか、認定の維持のためには、本文書、JAB200及び認定契約に基づきマネジメントシステム認証機関の義務を果たしていなければならない。

8. 認定の維持

以下の箇条についてMS200：2019第32版をそのまま規定

8.1 認定審査プログラム

JAB200 9.1による他、以下による。

8.1.1 認定審査プログラムの区分

認定審査プログラムは、機関の認証サービス提供の状況に基づき、次の区分によって作成する。

- a) 通常の場合
- b) 機関が次の条件を満たして

8.1.2 認定審査プログラムの区分の変更

8.1.2.1 区分変更の決定

- a) 原則として、8.1.1 b) 1)及び 2)に規定する
- b) 8.1.1 b)に示す安定した認証サービスを

JAB200では、カバーされていない事項を補足した（従来版に同じ）

8. 認定の維持

以下の箇条についてMS200 : 2019第32版をそのまま規定

8.1.2.2 変更後の区分の適用

a) 8.1.2.1 a)によって区分変更が決定された場合、 . . .

8.1.3 事務所審査及び事業所審査の頻度と工数

8.1.3.1 事務所審査の頻度と工数

認定審査プログラム（認定周期）における定期的な事務所審査の頻度と工数は、

8.1.3.2 事務所審査の頻度と工数

該当する場合、8.1.3.1に規定する事務所審査に加えて、 . . .

8. 認定の維持

以下の箇条についてMS200：2019第32版をそのまま規定

8.1.4 認証活動への立会いの数

8.1.4.1 組織審査立会の数

認定審査プログラム（認定周期）における組織審査立会は、・・・

8.1.4.2 組織審査以外の認証活動への立会いの数

認定審査プログラム（認定周期）における組織審査以外の認証活動への立成いは、・・・

8. 認定の維持

以下の箇条についてMS200：2019第32版をそのまま規定

8.6 立会

8.6.1 認証活動への立会い

認定審査チームは、機関が実施する、各マネジメントシステムに係る認証のため・・・

8.6.2 組織審査立会

認定審査チームは、次のとおり機関の審査チームが組織の所在地にて実施する・・・

9. 認定の拡大/縮小

以下の箇条についてMS200 : 2019第32版をそのまま規定

9.4 認定証の改定

本協会は、認定の拡大に伴い、認定証を遅滞なく改定し機関に交付し、本協会ウェブサイト公表している認定情報を更新する。ただし、既に定められている認定の有効期限に変更はないものとする。